

# 連 合 会 だ よ り

第 1 号 (2026. 3)

富山県土地区画整理組合連合会

## 1. 令和 7 年度 会員 名簿

### 正 会 員 ( 3 組 合 )

市町村名	組合名	施行面積	住 所	
		設立認可日	電話番号	FAX 番号
		事業期間	理 事 長	
朝日町	泊駅南	10. 7ha	〒939-0743 下新川郡朝日町道下 1170 番地 4	
		H29. 12. 15	0765-82-2528	0765-82-2528
		H29~R8	藤田 栄一	
砺波市	出町東部 第 3	2. 0ha	〒939-1367 砺波市広上町 4 番 1 6 号	
		R2. 10. 7	0763-77-1393	0763-77-3894
		R2~R9	高畠 輝男	
黒部市	前沢北	5. 3ha	〒938-0806 黒部市前沢 1616 番地	
		R3. 1. 22	0765-57-3837	0765-57-3837
		R2~R8	大江 利男	

### 特 別 会 員 ( 5 団 体 )

部 課 名	住 所	
	電話番号	FAX 番号
富山県土木部都市計画課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	
	076-444-3347	076-444-4421
高岡市都市創造部都市計画課	〒933-8601 高岡市広小路 7-50	
	0766-20-1409	0766-20-1655
黒部市都市創造部街路公園課	〒939-8555 黒部市三日市 1301 番地	
	0765-54-2648	0765-57-2502
砺波市建設水道部都市整備課	〒939-1398 砺波市栄町 7-3	
	0763-33-1445	0763-33-6853
朝日町建設課	〒939-0793 下新川郡朝日町道下 1133	
	0765-83-1100	0765-83-1109

## 2. 令和6年度現地視察研修会について(令和7年5月30日(金)開催)

※連合会の会計年度上、6月までは前年度扱いにつき「令和6年度」となっています。

県連合会では、土地区画整理事業の組合運営に生かすことを目的に、会員による現地研修会を実施しています。

研修会当日は正会員および特別会員の総勢14名に参加いただき、富山県射水市内において視察を行いました。県内での視察は今回が初であり、会員同士の質疑応答も行われ、各地区で事業を遂行する上で大いに参考になるものでした。

### 1. 射水市中町東部地区土地区画整理事業

事業主体：新湊都市開発株式会社

施行期間：令和5年度～令和8年度（4年間）（予定）

施行面積：0.5ha

減歩率：合算30.9%（公共9.9%、保留地21.0%）

総事業費：0.25億円

射水市放生津地区は富山県内で唯一「重点密集市街地」に選定されており、面積は約4haで、2m程度の狭隘な道路と間口が3.5mから5.5m程度の狭い短冊状（縦長）の敷地に木造住宅が密集して立ち並ぶ区域です。また、現在の建築基準法では建蔽率や接道要件を満たさず、再建築が困難な状況となっており、老朽建築物が密集した防災上危険な地区であり、早急な対策が必要となっていました。

現場視察では、事業の実施済みエリアと未整備エリアを視察することができ、事業の必要性について改めて感じる事ができました。

事業詳細図



小規模な範囲で「柔らかい区画整理」を順次展開

中町東部地区の整備状況

密集市街地が解消され、市道の新設・拡幅により安全・安心な道路空間を整備することができた

・老朽住宅の回収・解体



【整備前】



【整備後】



現場視察の様子



現場視察の様子

## 2. 射水市本開発土地地区画整理事業

事業主体：射水市本開発地区土地地区画整理組合

施行期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

施行面積：13.0ha

減歩率：合算8.59%（公共8.59%）

総事業費：11.67億円

この地区は、国道472号の沿線における沿道サービス型の商業施設などの立地を誘導する「沿道複合地区」として位置付けされており、利便性に優れ、賑わいの創出となる商業施設、良好な沿道サービス、業務施設等の土地利用を誘導する良好な市街地の形成を図っています。

現場視察では、ホテルの最上階から事業箇所を一望することができ、貴重な体験をさせていただきました。また、本開発公園の屋内遊具場にも入らせていただき、楽しく遊ぶ子供たちの姿を近くで見ることができ、事業を実施していく励みとなりました。



位置図



現地写真



【屋外遊具】（インクルーシブ遊具を整備）



オムニスピナー

コンビネーション遊具(複合遊具)



説明会の様子



現場視察の様子

### 3. 令和7年度講習会について（令和8年2月4日（水）開催）

県連合会では、これまでも土地区画整理事業の組合運営に生かすことを目的に、専門家による土地区画整理事業の実務的な講習及び県内市町村による区画整理によるまちづくりの事例紹介の場を設けております。今回は会員だけではなく、県内の区画整理事業を検討しておられる市町村の方々にも参加していただけるよう Web による開催も実施しました。

講習会当日は正会員および特別会員、非会員の総勢 21 名（内 Web 参加者 4 名）に参加いただき、下記のテーマについて講習を受けました。

- ① 「公益財団法人区画整理促進機構の業務概要について」  
公益財団法人区画整理促進機構 支援業務部 部長 佐藤氏
- ② 「保留地販売をスムーズに行う方法について」  
大和ハウス工業株式会社 東京本社 ビジネスソリューション本部事業統括部  
担当課長 齋藤氏
- ③ 「福岡都市計画事業 福岡駅前土地区画整理事業について」  
高岡市 都市創造部 福岡駅前土地区画整理推進室 区画整理係 係長 柳瀬氏

正会員の 3 組合ともに完了時期が近づいてきているため、事業完了に向けてスムーズな保留地販売を行うことは組合にとって重要なテーマであり、本講習会は執務に取り組むにあたりとても有意義なものとなりました。

また、事例紹介では、福岡駅前土地区画整理事業について、事業化までの住民合意形成、まちづくり計画策定等の取組みや事業の目的、整備内容について紹介していただきました。

大江会長の開会挨拶



佐藤氏の講演



齋藤氏の講演(専門家)



柳瀬氏の講演(事例紹介)



## 4. 富山県土地区画整理組合連合会規約

(名称)

第1条 この連合会は、富山県土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、土地区画整理法第3条第2項の規定に基づき、富山県知事、富山市長及び高岡市長の設立認可を受けた土地区画整理組合（以下「組合」という。）の相互の協調と業務の刷新向上を図り、土地区画整理事業の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理事業の啓発、奨励に関すること。
- (2) 組合相互の連絡、協調に関すること。
- (3) 研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (4) その他連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、当分の間、富山県土木部都市計画課におく。

(会員)

第5条 連合会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 組合
- (2) 準会員 準備組合
- (3) 特別会員 組合が施行する(準備組合が施行を予定している)土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村及び県

(入会)

第6条 正会員は組合設立認可時点で、準会員は準備組合結成時点で加入資格を持つものとし、所定の加入申込書を連合会に提出することにより入会する。

2 前項の加入申込書の提出があったときは、前条第3号の市町村は、特別会員として入会したものとみなす。

(退会)

第7条 正会員は、組合の解散認可をもって退会するものとする。ただし、換地処分から解散認可までに相当の日数を要する等、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、退会が年度途中であるときは、当該年度の末日をもって退会とみなす。

3 準会員は、組合設立認可をもって正会員に移行する。

(役員)

第8条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長、副会長は、正会員の中から総会の承認を得て選任する。

2 理事は、正会員及び特別会員の中から総会の承認を得て選任する。

3 監事は、正会員及び特別会員の中から各1名総会の承認を得て選任する。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に出席し、議事を審議する。
- (4) 監事は、会計に関する事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 連合会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、随時、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第13条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名のほか、必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 事務局長は、会議に出席し意見を述べるができる。

5 その他、事務局に必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

(会議及びその招集)

第14条 連合会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その会の議長となる。

3 総会は、通常毎年7月に会員の過半数以上の出席をもって開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

- 4 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、過半数以上の出席をもって開催するものとする。  
 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

2 理事会は、総会から委任を受けた事項及び連合会の運営に関する重要な事項について議決する。

(経費)

第16条 連合会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 正会員の会費  
正会員会費は別表のとおりとする。
- (2) 特別会費
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

(特別積立金)

第17条 連合会は、特定の事業の経費に充てるべき会計として、特別積立金を設けるものとする。

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の業務執行に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は平成元年11月30日から施行する。

附 則

この規約は平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規約は平成16年7月1日から施行する。

区 分	施 行 面 積	年 間 会 費
補助組合	20ha 以上	60,000円
	10ha 以上～20ha 未満	50,000円
	10ha 未満	40,000円
非補助組合		30,000円

(注) 但し、非補助であっても街路事業等の公共施設管理者負担金を収入に含む場合補助と同等にみなすものとする。

富山県土地区画整理組合連合会役員等旅費支給規程

連合会役員及び事務局員への旅費の支給については、「富山県職員等の旅費に関する条例」及び「富山県職員等の旅費に関する規則」に準ずるものとする。

附 則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

(加入申込書)

平成 年 月 日

富山県土地区画整理組合連合会  
 会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

(組合等の事務所の住所)  
 (組合等の名称)  
 (組合等の代表者の職名及び氏名) (印)

加 入 申 込 書

本○○組合(又は○○設立準備組合等)は、富山県土地区画整理組合連合会へ加入いたしたく、貴連合会規約第6条に基づき、申込書を提出いたします。

<地区の概要>

1. 市町村名	○○○○
2. 地区名	○○○○
3. 施行面積	○○. ○ha
4. 国庫補助金の有無	有 予定中 無
5. 公管金の有無	有 予定中 無

(対象施設名称 ○○○○ )